広報 2016.1.15

ます。

案の内容

都市計画区域マスタープランの 変更

縦覧期間

2月4日(木)~18日(木)[土曜 日・日曜日・祝日を除く]

意見書の提出

意見のある人は、縦覧期間中に 縦覧場所にある意見書に必要事 項を記入のうえ、持参または郵 送で提出 [郵送の場合は2月18 日必着

提出先

〒310-8555水戸市笠原町978-6 茨城県知事 橋本昌(茨城県土木 部都市局都市計画課扱い)宛て 縦覧場所および問い合わせ先

- 茨城県土木部都市局都市計画 課2029-301-4592
- · ○都市計画課**☎**76-1511

「臨時福祉給付金」の 申請はお済みですか

平成27年度の給付金の申請 をしていない人は、至急申請の 手続きをしてください。申請期 限までに申請をしないと、給付 金が受給できなくなります。

また、書類の不備等で申請書 が戻された人も、至急添付書類 を添えて手続きをしてください。 2月1日(月)までに返送がない場 合は、臨時福祉給付金の申請は なかったものとみなしますので、 ご注意ください。

申請期限 2月1日(月)「当日消

【臨時福祉給付金】

市では9月1日以降、臨時福 祉給付金の対象となる可能性の ある人に通知を発送していま

す。該当すると思われる人で通 知が届いていない人は、臨時福 祉給付金対策室へ問い合わせく ださい。

対象 基準日(平成27年1月1日) に古河市に住民登録があり、平 成27年度の市民税(均等割)が非 課税となる人

※ただし、ご自身を扶養してい る人に市民税が課税される場合 や、基準日時点で生活保護の被 保護者等は対象となりません。 給付額 対象者1人につき6,000 円(1回限り)

※申請書受理から振り込みまで 2~3カ月程度かかります。

問 臨時福祉給付金対策室(総 和福祉センター「健康の駅」内) **2**91-5615

第 2 次古河市総合計画「基本計画 (案)」について 皆さんの意見を募集します

市では、古河市における最上位計画として、長期的なビジョンを示す第2次古河市総合計画を作 成中です。その中で「基本計画」は、基本構想に掲げるめざすまちを実現するための手段として、 分野ごとに、中期的な施策等の方向性を定めるものです。

市民の皆さんから広く意見を募集するパブリックコメントを実施します。ぜひご意見、ご提案を お寄せください。

問 総企画課

公表資料 第2次古河市総合計画基本計画(案) 閲覧日時 1月19日(火)~2月7日(日)午前8時30 分~午後5時15分 [土曜日・日曜日を除く] 閲覧場所

- 総和庁舎企画課
- 古河庁舎市民サービス室
- ・三和庁舎市民サービス室
- ・福祉総務課(総和福祉センター「健康の駅」内)
- ・健康づくり課(古河福祉の森会館内)
- ・市公式ホームページ

募集期間 1月19日(火)~2月7日(日) 応募資格

- ①市内在住・在勤・在学の人
- ②市内に事務所を有する個人・法人・その他団体
- ③市に対して納税義務を有する人

応募方法

- ・窓口 左記閲覧場所に書面で提出
- ・郵送[2月7日消印有効] 〒306-0291古河市下大野2248 企画課 宛て
- ・ファクシミリ 「M92-3088 企画課 宛て
- ・Eメール 市公式ホームページ掲載の意見 書入力フォーム(トップページ>市政情報>施 策・計画>パブリックコメント)から送信
- ※応募用紙(意見書)は閲覧場所にあります[市 公式ホームページからダウンロード可。項目が 同じであれば任意様式でも可]。
- ※資格要件、氏名、住所、意見等を記載して ください。